

## 貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
<b>流 動 資 産</b>	<b>471,461</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>618,369</b>
現金及び預金	127,068	短期借入金	45,000
売掛金	213,643	未払金	385,381
未収金	3,356	前受金	1,980
貯蔵品	571	未払法人税等	10,886
前払費用	7,860	未払消費税	14,309
前払金	79,366	賞与引当金	13,140
その他の流動資産	45,193	未払費用	2,193
貸倒引当金(流動)	△ 5,598	預り金	145,478
<b>固 定 資 産</b>	<b>85,567</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>133,110</b>
有形固定資産	4,925	退職給付引当金	132,840
建物附属設備	2,832	その他固定負債	270
器具及び備品	2,092		
無形固定資産	3,807		
ソフトウェア	-	<b>負 債 合 計</b>	<b>751,480</b>
その他無形固定資産	3,807	( 純 資 産 の 部 )	
投資その他の資産	76,835	<b>株 主 資 本</b>	<b>△ 194,451</b>
繰延税金資産	17,500	資本金	100,000
その他投資	59,335	利益剰余金	△ 294,451
		別途積立金	500,000
		繰越利益剰余金	△ 794,451
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>△ 194,451</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>557,029</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>557,029</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	・・・	6年	～	15年
器具及び備品	・・・	4年	～	10年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	・・・	5年
-------------	-----	----

### 2. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の当期負担分について、支給見込額基準により計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき簡便法により計上しております。

### 3. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に旅行業として企画旅行と手配旅行から収益を獲得しております。企画旅行に関しては帰着日基準、手配旅行に関しては出発日基準、手配旅行のうち乗車券等発券を伴うものについては発券日基準で収益を認識しております。

### 4. その他計算書類の作成ための基本となる重要な事項

#### (1) 重要な外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

### 1. 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類への影響はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	200,000	—	—	200,000

変動はありません。